

平成30年度  
シェルターを通じた支援体制の構築事業  
活動報告書



特定非営利活動法人おかやまU F E

# 目次

1. はじめに	2 p
2. 助成事業の背景と課題	3 p
3. 助成事業の単年度目標と結果	5 p
4. シェルターの概要	6 p
5. 利用者数及び層等について	8 p
6. シェルター利用中の支援	9 p
7. 支援体制の構築	1 0 p
8. 事例紹介	1 1 p
9. 新たな課題・ニーズ等	1 2 p
1 0. アンケート調査	1 4 p
1 1. 広域的な民間シェルター ネットワーク構築のための会議	1 5 p
1 2. 今後の展望について	1 6 p

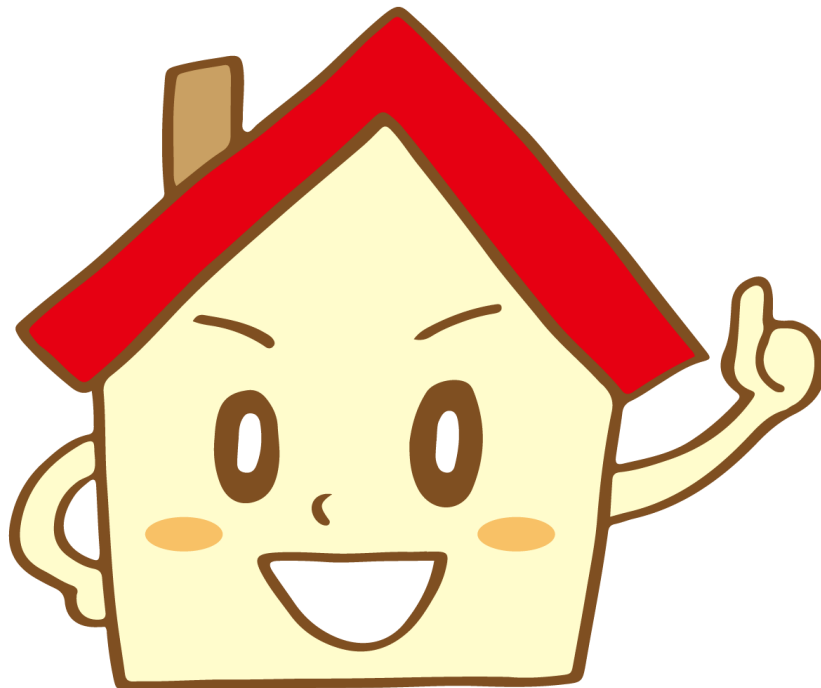
# 1. はじめに

当法人で運営している「シェルター」とは、障がい者、高齢者、暴力等を受けた被害者、刑余者、退去を求められた者、クライシスになった障がい者等の家族等が緊急一時的に避難できる施設です。

具体的な場所については非公開ですが、アパート等の一室を借り上げる形で運営しています。平成31年2月28日現在で、独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業としては8部屋（法人全体では11部屋）確保して運営しています。

シェルターは大きく分けて公的機関が運営する「公的シェルター」と、民間のNPOや社会福祉法人等が運営する「民間シェルター」があります。当法人のシェルターはNPOが運営する民間シェルターに分類され、シェルター利用中の携帯電話の使用やお財布（お金）の所持、外出などの制限は非常に緩やかです。

シェルター利用者は、何らかの事情によって一時的に地域で暮らすことができない人たちです。そのシェルター利用者がシェルターを利用している間に、その方の自立に向けた支援体制の構築を行い、シェルターを退去した後においても、地域で定着して生活できることを目指しています。



## 2. 助成事業の背景と課題

当法人では、平成29年度国土交通省補助事業として「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」を、平成29年9月から事業展開しています。当該事業では、増加する空き家と、住まいの確保が難しい住宅確保要配慮者のマッチングサービスを旨とするワンストップの相談窓口として運営しています。

この相談窓口を運営している中で、シェルターのニーズが高いことが分かりました。平成29年9月1日からの運営開始で、平成30年1月25日現在で、シェルター利用件数が8件になっています。実際のシェルターの利用にまでは至らなかったものの利用の打診がその他に2件ありました。これまでシェルターは1部屋確保していたものの、急増するシェルターニーズに応じて、平成29年11月10日には3部屋にシェルターを増やしました。

当法人のシェルターの利用者の中に、ともに障がいのある夫婦がいました。この夫婦は、自身の子らや親から金銭的な搾取という虐待を受けていました。成人に対する公的なシェルターは、主にDV被害による女性を保護対象としていて、性別の異なる家族と一緒に避難することはできません。当法人では、この夫婦にシェルターを提供し、一緒に避難できるようにしました。この夫婦に対しては、県内外の協力的な不動産業者や医療機関、行政機関、弁護士等の専門家等と連携して、加害者の手の届かないところに無事に転居することができました。

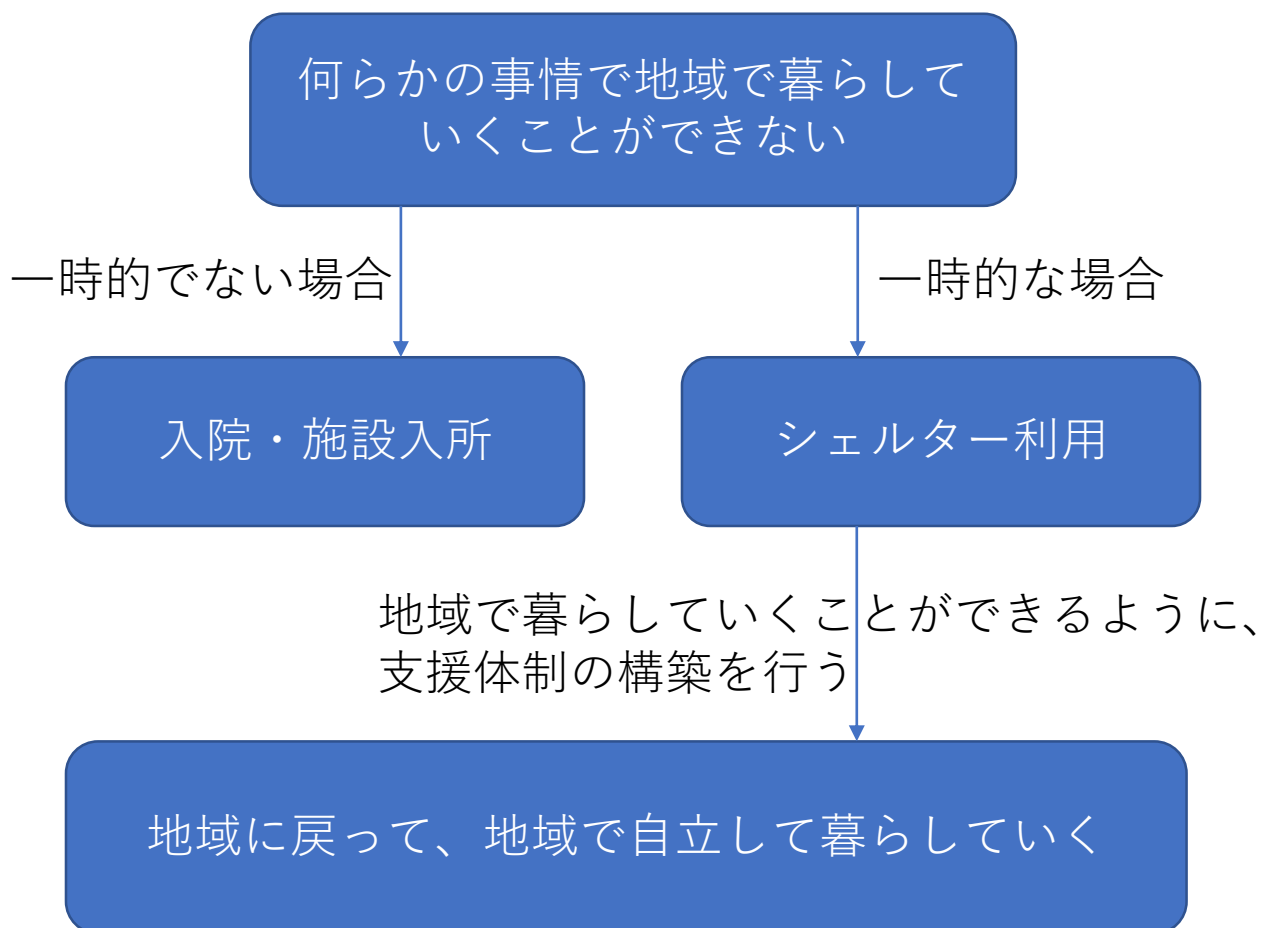
「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」を運営する中で、刑余者で“今日、泊まる場所がない”という20代男性からの相談がありました。刑余者で、更生保護施設や自立準備ホーム等へ入所することができず、“今日”宿泊する場所がない場合、再犯の可能性が非常に高くなります。刑余者で行き場がない者へのシェルター提供等の支援をすることは、地域社会での犯罪の抑止になると同時に、当該刑余者の人権を守ることにともなり、非常に大切なことだと考えています。

この20代男性が当法人に相談に来る前までの支援者は保護観察所のみでした。当法人では、生活保護申請の支援を行い福祉事務所を支援のネットワークに組み込みました。また、この男性の犯した犯罪行為に関する新聞記事が実名入りでインターネット掲示板等に転載されていた件で、就労支援や地域での生活支援として、岡山地方法務局の人権相談へ同行し、削除要請の支援をしました。連携団体である一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会所属の宅建業者の協力を得て、この男性はハローワーク近くの物件に転居することができました。転居後に保護司が決定し、支援のネットワークが広がりました。この男性は、自立に向けて就労支援を受ける予定になっています。

要支援者に対して、単にシェルターというハードを提供するだけでなく、ソフトの面で支援を充実させることが、当該要支援者が地域社会で安定した生活を送ることができる重要なポイントだと考えています。

平成29年度国土交通省補助事業「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」を運営する中で把握した上記のような既存の公的シェルターでは対応できない潜在的で複雑化するニーズや課題の原因である既存のシェルター制度の隙間について、その潜在的で複雑化するニーズや課題に機敏に応えていくシェルターの運営を通じたシェルター利用者に対する包括的な支援体制の構築を行うという方法を用いて解決する必要があります。

### <当事業の狙い・流れ>



# 3. 助成事業の単年度目標と結果

## ○実施目標

助成事業実施前に3部屋であるシェルターを、合計で5部屋確保すること  
シェルター利用件数及び支援構築件数を60件とすること

⇒シェルターは平成31年2月末時点で、当事業で11部屋確保しており、実施目標をクリアしています。 シェルター利用件数及び支援構築件数は平成31年2月末日現在で23件となっており、実施目標の60件に届きませんでした。利用件数等が伸び悩んだのは、3か月以上の長期利用となった者が5組7名いたことが原因だと考えられます。

## ○成果目標

シェルターを利用者した者のうち、利用中の者を除いた80%の者が、平成31年3月31日現在で、自立した生活を送ることができるようになっていることを、本人・支援者等への聞き取り調査等によって確認する。

⇒平成31年2月末でシェルターから退去した16名のうち、13名（81.25%）が地域で暮らしています。目標の80%をクリアしています。

残りの3名のうち2名は精神科病院へ入院しています。1名は強制的にシェルター利用契約を解約しており、行方知れずとなっています。

## 4. シェルターの概要

当事業で運営しているシェルターは、平成31年2月28日現在で11部屋です。間取りは下記の通りです。

部屋タイプ	確保数
2DK	2か所
1LDK	1か所
2K	1か所
1K	3か所
シェアハウスの1室	4部屋

(参考：平成30年3月31日現在※本事業開始前)

部屋タイプ	確保数
1K	1か所
シェアハウスの1室	2部屋

### シェルター利用中のルールについて

当法人の運営するシェルターの代表的なルールは次の通りです。

#### シェルターの場所の秘匿

場所が公開となると、シェルターとして使えなくなってしまう可能性があります。友人等を部屋に招く行為も禁止としています。

#### 携帯電話の使用

特に制限はありませんが、GPS機能は切った方が良いケースがあります。

#### 外出

特に制限はありません。

#### お財布、所持金

自由に持つことができます。

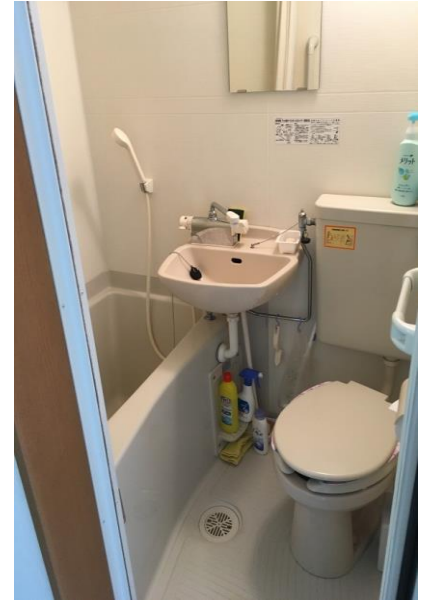
#### 室内禁煙

喫煙は所定の場所で行っていただきます。

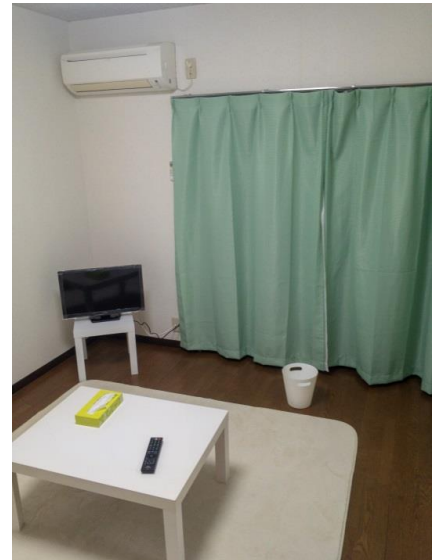
#### その他、必要に応じた約束事

お酒のトラブルで退去を求められた人には「禁酒」を求めました。  
医療に適切にかかっていない人には「医療に適切にかかること」を求めました。

(1Kタイプの様子)



(2DKタイプの様子)



(シェアハウスタイプの様子)





## 5. 利用者数及び層等について

シェルターの利用者数は、平成30年4月1日～平成31年2月28日で、合計21名となっており、男女別・年代別は下記の通りです。

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
男性		1	3		4	2	1		11
女性	2	5	1		3		1	3	15
合計	2	6	4		7	2	2	3	26

利用者の属性を「障がい者」「高齢者（60歳以上）」「未成年者」「被虐待者」「刑余者」「退去を求められた者（退去者）等」「障がい者等の家族」に分類すると、下記の通りとなりました。なお、ひとりの利用者で複数の属性があることがほとんどであることから、割合の合計が100%を超えています。

	障がい	高齢	未成年	被虐待	刑余	退去	家族
人数	12	4	8	9	3	11	0
割合（%）	46.1	15.4	30.8	34.6	11.5	42.3	0

当事業における平均利用日数（平成31年2月末時点）は約88日となりました。当初は平均利用日数1か月程度を予定していましたが、平均利用日数を押し上げたのは、利用者のうち4名が180日を超える長期利用となったためと考えられます。

	1～30日	31～60日	61～90日	91日以上
人数	5	9	4	8
割合（%）	19.2	34.6	15.4	30.8

# 6. シェルター利用中の支援

当法人におけるシェルター利用中の支援の代表的なものは以下の通りです。

## ・緊急食材、緊急衣服の提供

着の身着のまま避難された方の中には、所持金がほぼゼロという方が少なくありません。生活保護を申請すれば、生活保護が決定するまでの間までのつなぎ資金として、福祉事務所から生活保護費の前借りのような形で1人1万円まで支給してもらえます（※岡山市の場合）。しかし、通常、生活保護の決定までは申請から2～3週間程度かかることが多く、衣食が足りません。このようなケースに対応するため、当事業では、必要最小限の緊急食材や緊急衣服の提供を行っています。

## ・生活保護申請の支援

シェルター利用開始日に生活保護申請の支援を行っており、具体的には生活保護申請に同行し、スムーズに生活保護申請できるように支援しています。

## ・食材支援

フードシェアリングジャパン様やNPOフードバンク岡山様、岡山市社会福祉協議会様などからいただける食材をシェルター利用者に利用してもらうことで、廃棄の可能性のある食材の有効活用をしています。

## ・居場所の提供

当法人で平成28年より運営している「よるカフェうてんて」（土日祝の18～21時運営）を居場所として開放しています。

## ・ケア会議の開催と参加

必要に応じてケア会議を開催し、連携支援機関と一緒にシェルター利用者の振り返りと現在の困りごとの解消、これからの見通し等の話し合いを行っています。

## ・転居先確保のための支援

必要に応じて、当法人の「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」事業にて、転居先確保のための支援を行いました。具体的には、本人の希望に基づいて、宅建業者や不動産物件の情報提供を行いました。

# 7. 支援体制の構築

当事業における主な連携先は次の通りです。

## ○行政機関

- ・各福祉事務所（生活保護、就労支援）
- ・岡山市子ども総合相談所（児童相談所）
- ・保護観察所（刑余者支援）

## ○民間団体

- ・岡山市社会福祉協議会（生活支援、就労支援）
- ・医療機関（医療の提供）
- ・協力宅建業者（転居先の仲介）
- ・フードシェアリングジャパン（食材支援）
- ・特定非営利活動法人フードバンク岡山（食材支援）
- ・派遣会社（就労支援）
- ・弁護士事務所（金銭管理、代理人）
- ・被害者支援団体

### <医療機関との連携>

シェルターを利用される障がい者の中で、医療や薬を必要としているが、着の身着のまま避難した場合に、必要な医療や薬がないケースが考えられました。

当法人では、岡山市内の2つの精神科病院に、シェルター利用者が緊急に診察を受けてもらえるか相談したところ、「診ます」「該当があれば、地域連携室にご相談ください」との回答をいただきました。

### <居場所の提供>

当法人で運営している「よるカフェうてんて」を居場所として提供しました。また、毎月1回、皆で軽食を作って食べるイベントを開催しました。



## 8. 事例紹介

### ○40代男性のケース

愛媛県在住であったが、同居していた男性パートナーからの暴力と金銭的な搾取によって岡山のシェルターへ避難してきた。

生活保護申請後、被害届の提出や愛媛での住まいの解約、職場への退職手続き等を経て、協力宅建業者の仲介によって、1Kアパートに転居することができた。

仕事は自動車の営業がやりたいと言っていたが、転居後は近くの飲食店でアルバイトをしながら、介護の職業訓練に行くと言っていた。地域で自立して生活を始めている。

### ○70代女性のケース

家族からの虐待があり、また、希死念慮があり、シェルターの利用に至った。当初は鬼のような形相であったが、メンタルセンターへの通院に付き添ったり、応援食材を届けたりしているうちに、表情も穏やかになっていった。

シェルターの部屋を、大家との自己契約に切り替える形でシェルター利用は終了した。

転居後は、通院しながらであるが、地域で暮らし始めている。

### ○20代男性のケース

体調不良から派遣の仕事ができず、寮からの退去を求められ、岡山市社協の紹介でシェルターを利用した。自身で積極的に動くことができる人で、シェルター入居後、約2か月で、自身で転居先を見つけてきてシェルターを退去した。

### ○20代女性のケース

出産を2週間後に控えた妊婦で、生活保護受給のためにシェルター利用を開始した。シェルター利用後、ほどなく女兒を出産した。2DKの間取りの転居先を自分で探してこられ、シェルター入居後、約1か月で転居することができた。

⇒自身で積極的に転居先を探ることができた人は、シェルターからの転居が速やかに行われている。

## 9. 新たな課題・ニーズ等

### ○シェルター利用期間について

1か月程度以内の期間で退去された人（9名）と、3か月以上の長期になった人（5組7人）と、シェルター利用が長期化する人と比較的短期で転居先が見つかる人とに分かれました。

比較的短期間でシェルターから転居することができた人は、ご自身で不動産業者へ行き、積極的に転居活動をしていました。一方で、シェルター利用者のうち一部の者は、シェルターという一時的な住まいの性質の理解が不十分なためか、積極的な転居活動ができず、結果的に長期利用となりました。

⇒積極的な転居活動を行うことができないシェルター利用者に対する更なる支援の必要があると認識することになりました。

### ○「自由に生きていきたい人」への支援の困難さ

60代男性のケースでは、統合失調症での医療通院に適切にかかれていなかったことから、通院することを条件にシェルター利用を開始したが、「自由に生きていきたい」という考えが強く、適切に医療にかかることができなかった。また、シェアハウス型のシェルターを利用していたが、シェアハウスの基本的なルールを守ることができず、シェルター退去となりました。

⇒「医療・福祉等の支援が必要と思われるが、自由に生きていきたい」という人への支援の難しさを改めて認識することになりました。

### ○県外から避難してきたケースで、当該県にシェルターがない事例

県外から避難してきた40代男性のケースで、当該県にシェルターがなかったため、直接岡山に避難してきた。退職手続き、被害届の提出など必要な手続きをしてこなかった。

⇒当該県に避難可能なシェルターがあれば、諸手続きをしたのちに、岡山で受け入れができた可能性がありました。

### ○初期の聞き取りが不十分だったケース

てんかんの既往歴があったが、シェルター利用前の聞き取り時に「既往歴はない」と言われていた。シェルターから退去して就労したが、手のしびれや発作があり、退職を繰り返していた。本人によく聞き取りをしてみたところ、「てんかんの既往歴があったが、治っていると思っていた」とのことで、精神科病院で脳波検査をしたところ、てんかん波が確認された。

⇒初期の聞き取りで詳しく聞くことができているならば、最初の手のしびれ等の発生時に病院へ検査へ行くことを勧めることができたと考えられます。

### ○転居先探しの支援が不十分であった事例

40代男性のケースで、体調不良等から仕事ができず、家賃滞納等で退去を求められていた。解約退去日になって、岡山市社協に相談し、当日からシェルターを利用した。

複数の病状が重なっており、ご本人は大病院での検査を希望していたが、福祉事務所のケースワーカーが、とりあえず近くの内科への受診を勧め、医療に適時にかかれなかった。体調不良から転居先探しも難航し、半年を超える利用となってしまった。

⇒シェルターの長期利用は好ましくなく、当事業として、適切な支援が行えなかった可能性があります。

### ○携帯電話を所有していないケース

携帯電話を所有していなかったり、料金の滞納から携帯電話をとめられているケースでは、当法人や支援機関からの本人への連絡が難しいケースがありました。また、携帯電話がないことで、転居先探しや就職活動に支障が出るケースもありました。

⇒当事業では、どうしても携帯電話が持てない人で、必要がある人に対して、当法人が契約したプリペイド携帯を貸与することとしました。

しかし、法人で契約できるプリペイド携帯にも限りがあり、携帯を持っていない人への連絡・支援をどうするか、携帯会社に相談することも視野に入れて検討しています。

# 10. アンケート調査

当事業におけるアンケート調査（平成31年2月実施）結果は次の通りです。

アンケートを実施した柱立て		シェルターを通じた支援体制の構築事業	
アンケート対象者数	回答者数	回答率 (%)	
12名	7名	58%	
とても満足	満足	やや不満	不満足
3	4	0	0

満足・不満足の主な理由（自由記述）

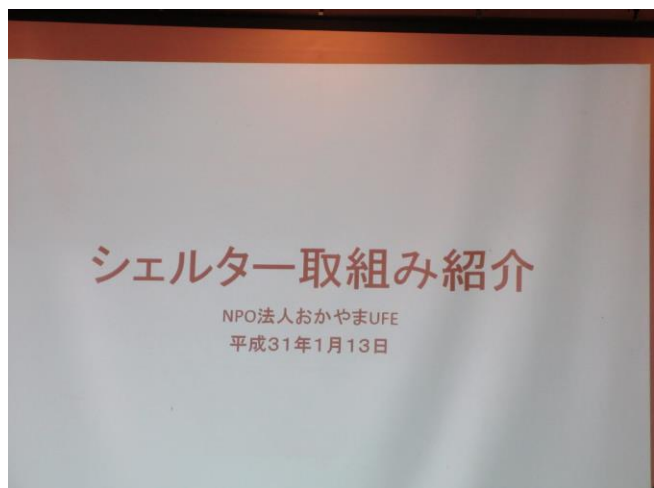
- ・シェルターなのに個室に入れて頂き年金を頂くまでは食料等も下さり本当に助かりました
- ・環境が整っていてとても住みやすかった
- ・いろいろ助けてもらったりしたり、一緒にご飯食べたりしてとても良かったです。
- ・お世話になった事にありがたく思っています。
- ・住みやすいから

就労状況については、

- ・ 四月まで福祉の方より住居手当として毎月6,800円頂いて居ります。5月よりお仕事を致します。
  - ・ 家事、育児に専念している
  - ・ 福祉の方とこれから仕事探してもらいます。
  - ・ 施設内で簡単な作業を日々しており、休日はテレビ等で過ごしています。
  - ・ 私が働きたくても高齢の為、受け付けてもらえない。
  - ・ 仕事を探している
- などの回答がありました。

# 1 1. 広域的な民間シェルターネットワーク構築のための会議

広域的な民間シェルターのネットワークは、平成31年1月1日現在確認されておらず、当法人が基幹となって民間シェルターの広域的なネットワーク構築のための会議を平成31年1月13日及び14日の日程で行いました。



日時：平成31年1月13日（日）14日（月）

場所：倉敷せとうち児島ホテル 2F会議室

参加団体：

岡山県：特定非営利活動法人おかやまUFE

愛知県：特定非営利活動法人びすた〜り

愛媛県：えひめシェルター（仮）

大分県：株式会社T&M シェアハウスみち子の家

居住支援法人鼓楼

香川県：特定非営利活動法人むつみ会

千葉県：しっぽふぁーれ

心の健康を守る会家族会 松の木会

特定非営利活動法人千葉精神保健福祉ネット

徳島県：一般社団法人徳島県社会福祉士会 ぱあとなあ徳島

山口県：社会福祉法人ビタフェリーチェ

決定事項：

①独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業のモデル事業として要望書を提出することに参加者全員が賛同しました。

②香川県の団体を除く他団体が広域的な民間シェルターネットワーク構築事業に参加する意向を表明しました。



# 12. 今後の展望について

2019年度以降の展望については、短期的には、

- ①岡山におけるシェルターを通じた支援体制の構築事業の継続
  - ②広域的な民間シェルターネットワークの構築
- を行っていきたいと考えています。

中・長期的には、事業を行うことによって事例・情報収集等を行い、当該情報を行政機関に提供することで、最終的には行政からの事業委託化や行政自らが事業を行う土壌づくりをしていきたいと考えています。

## 人材確保について

今年度事業においては、シェルター専従のアルバイトとして、障がいの当事者を1名雇用しました。人材については、今後も障がいや高齢の当事者の活用を図っていきたいと考えております。

## 収支予算について

シェルター事業単独で収支を整わせることは、非常に困難であると言わざるを得ません。

- ①先駆的な取り組みを行うことによる助成金等の獲得
- ②クラウドファンディングの活用
- ③行政機関からの委託化

等を視野に入れ、収支のバランスを図っていきたいと考えています。

編集・発行	特定非営利活動法人おかやまUFE
住所	〒700-0921 岡山市北区東古松4-4-22 サクラソウ501
電話番号	086-231-0841
FAX番号	086-231-0842
E-Mail	sumasapo@utenti.click
ホームページ	<a href="https://utenti.click/">https://utenti.click/</a>